

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第6号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第17条」に改める。

第2条中「第4条」を「第8条」に改め、「使用し、又は」を削り、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「使用又は」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「使用又は」を削る。

第5条の見出し中「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第1項中「（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。以下同じ。）」を削り、「の使用」を「の利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用申請」を「利用申請」に改め、同項第1号中「連絡先」の次に「（個人の場合は、氏名、住所及び連絡先）」を加え、同項第2号及び第3号中「使用し」を「利用し」に改め、同条第2項中「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第3項中「使用日」を「利用日」に、「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第4項中「使用の」を「利用の」に改め、同項前段中「使用申請」を「利用申請」に改め、同項中「多目的ホール早期予約催事使用申請書」を「多目的ホール早期予約催事利用申請書」に改め、同項第1号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第5項中「使用申請」を「利用申請」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用申請」を「利用申請」に改める。

第6条の見出しを「（利用承認等）」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用申請」を「利用申請」に、「使用目的」を「利用目的」に改め、同項第1号中「使用を」を「利用を」に改め、同項第2号中「多目的ホール早期予約催事使用」を「多目的ホール早期予約催事利用」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用申請」を「利用申請」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第7条の見出し中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第1項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用日時」を「利用日時」に、「、使用日」を「、利用日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「に定める使用料」を「の利用料金」に、「室」を「会議室等並びに附属設備及び備品」に、「会議室等」を「もの」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第12条第1項本文の規定による使用料」を「第12条第1項の利用料金」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第12条第1項ただし書」を「第12条第4項」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同条ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、「場合」の次に「並びに市民交流ラウンジ及び個人用ロッカーの利用」を加える。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「第12条第2項ただし書」を「第12条第5項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書」を「生涯学習センター利用料金還付申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書」を「生涯学習センター利用料金還付決定通知書」に改める。

第13条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「使用方法」を「利用方法」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第15条第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第3号中「使用しない」を「利用しない」に改める。

第17条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第18条を削る。

第19条中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表第1中「使用日（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては、利用日。以下この表において同じ。）」を「利用日」に、「使用（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては、利用。以下この表において同じ。）」を「利用」に、「使用日の」を「利用日の」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第2中「使用日」を「利用日」に改める。

別表第3中「会議室等」の次に「及び多目的ホール」を加え、「（利用時間）」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

1 大和市生涯学習センターの会議室等の適用

| 室名\区分 | 適用する室 |
|---------|---------------------------|
| 講習室 | 講習室（601） |
| 大会議室 | 会議室（602及び610） |
| 中会議室 | 会議室（603） |
| 小会議室 | 会議室（604、605、606、607及び609） |
| スタジオ（大） | スタジオ大（301） |
| スタジオ（中） | スタジオ中（302） |
| スタジオ（小） | スタジオ小（303） |
| 和室 | 和室（608） |
| 美術・工芸室 | 文化創造室・会議室（612） |
| 調理実習室 | 調理実習室・会議室（611） |

2 大和市生涯学習センターの附属設備及び備品の適用

| 附属設備及び備品\区分 | 単位 | 適用する設備及び備品 |
|-------------|-------------|---------------------------------|
| 団体用倉庫等 | 1区画 | 団体用倉庫又は団体用ロッカー |
| 貸出設備、備品等 | 1区画又は各品目の単位 | 個人用ロッカー、ポータブルP Aパック、プロジェクター等 |

3 大和市つきみ野学習センターの会議室等の適用

| 室名\区分 | 適用する室 |
|-------|-----------------------|
| 会議室 | 201会議室、202会議室及び303会議室 |
| 講習室 | 304講習室 |
| 集会室 | 203集会室 |
| 和室 | 301和室及び302和室 |

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等の適用

| 室名\区分 | 適用する室 |
|-------|-------|
| 会議室1 | 会議室1 |
| 会議室2 | 会議室2 |
| 会議室3 | 会議室3 |

| | |
|-------|-------|
| 会議室 4 | 会議室 4 |
| 会議室 5 | 会議室 5 |
| 多目的室 | 会議室 6 |
| | 会議室 7 |
| | 会議室 8 |
| アリーナ | 全面 |
| | 1 / 2 |
| | 個人利用 |

5 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品の適用

| 附属設備及び備品\区分 | 単位 | 適用する設備及び備品 |
|-------------|--------------|-----------------------------|
| 貸出設備、備品等 | 1 区画又は各品目の単位 | 個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等 |

6 大和市桜丘学習センターの会議室等の適用

| 室名\区分 | 適用する室 |
|-------|------------------|
| 会議室 | 104 会議室 |
| 講習室 | 103 講習室及び202 講習室 |
| 集会室 | 301 集会室 |
| 和室 | 102 和室 |

7 大和市渋谷学習センターの会議室等の適用

| 室名\区分 | 適用する室 |
|----------|----------|
| 302 スタジオ | 302 スタジオ |
| 303 スタジオ | 303 スタジオ |
| 304 講習室 | 304 講習室 |
| 305 講習室 | 305 講習室 |
| 306 和室 | 306 和室 |
| 307 会議室 | 307 会議室 |
| 308 会議室 | 308 会議室 |
| 309 講習室 | 309 講習室 |
| 310 講習室 | 310 講習室 |

別表第5を削る。

別表第6中「使用内容（利用内容）」を「利用内容」に、同表1の項中「（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては、）」を「又は」に改め、「を含む。）」及び「使用し、又は」を削り、同表2の項から6の項までの規定中「使用し、又は」を削り、同表7の項中「使用する」を「利用する」に改め、同表8の項中「（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに限る。）」を削り、同表を別表第5とする。

別表第7中「第19条」を「第18条」に改め、同表第4号様式の項中「多目的ホール早期予約催事使用申請書」を「多目的ホール早期予約催事利用申請書」に改め、同表第5号様式の項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書」を「生涯学習センター利用料金還付申請書」に改め、同表第6号様式の項中「生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書」を「生涯学習センター利用料金還付決定通知書」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。